

令和6年度 基本方針

元日に起きました能登半島地震により、亡くなられました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

能登半島地震の復旧には、多くの方々がボランティア活動を行っており、私たちの社会生活において、共助の仕組みはなくてはならないものであると再確認しました。

東員町社会福祉協議会は「東員町に住んでよかった」と思っていたけるよう事業を展開してまいりました。今後もその根底に流れている安心・信頼・つながりを大切にした地域福祉活動を推進してまいります。更に「人間を大切にし、誰一人取り残さない社協」を目指し努力してまいります。

東員町には多くの皆様によって築き上げた文化や財産、既存のつながりが多くあります。これらを活用しつつ、新しいまちづくりの創造と暮らし方、価値観にそって福祉のまちづくりを推進してまいります。

令和6年度 基本施策

東員町社協の理念（安心・信頼・つながり）を大切にした地域福祉を実現するため5つの戦略を持って事業展開します。

戦略1：情報発信に努める。

戦略2：事業・サービスの質的向上を目指す。

戦略3：多くの団体との連携を進める。

戦略4：働きやすい事業所を目指す。

戦略5：経営の安定を図る。

具体的には、地域の活動により展開されてきた町内の地域福祉活動をネットワーク化し、新しい活動の創出を支援いたします。

生活上の困りごとは多様化し複雑化しています。安心と希望を持って暮らしつづけられるよう、様々な困りごとに対応できる相談体制を整えていきます。

また、社会福祉協議会の活動を広く周知し、地域社会全体の幸福を追求する意識が高まるよう働きかけをしていきます。今後、デジタル化の推進によりICT技術を用いて効果的に行えるよう努めていきます。

これまで児童福祉や障がい福祉の分野が弱いとされていましたが、令和6年度からは子育て支援事業や障がいのある方の地域生活支援にも注力していきます。

一方、介護保険制度の事業、障がい者総合支援関連事業につきましては、制度改正に対応しつつ、これまでと同様、利用者やその家族が住み慣れた地域で、心豊かに暮らせるよう、一人ひとりに寄り添ったサービスを提供していきます。

東員町社会福祉協議会は町民の皆さんから信頼されることが、組織としての基盤になります。民主的な運営とガバナンスの強化を重視し、東員町に住まいのすべての方に信頼される組織を目指し、事業を進めていきます。

法人運営分野

① 理事会評議員会の開催・監査の実施	町民一人ひとりが幸せを感じて暮らし続けられるために、一層効率的・効果的に業務ができるよう理事会で業務執行を決定する。 東員町の実情に応じた地域福祉を推進するため、評議員会でさまざまな立場の方から意見を受け、運営方針を決議する。 (1)理事会 <table><tr><td>6月</td><td>令和5年度事業報告・決算 令和6年度補正予算（案）</td></tr><tr><td>10月</td><td>前期事業経過報告</td></tr><tr><td>12月</td><td>令和6年度補正予算（案）</td></tr><tr><td>3月</td><td>令和7年度事業計画（案）・予算（案）</td></tr></table> ※すべての理事会に監事が出席する。 1回/年 理事研修 (2)評議員会 <table><tr><td>6月</td><td>令和5年度事業報告・決算 令和6年度補正予算</td></tr><tr><td>12月</td><td>令和6年度補正予算</td></tr><tr><td>3月</td><td>令和7年度事業計画・予算</td></tr></table> (3)監査 2回/年 ①前期 ②決算 (4)評議員選任・解任委員会 随時	6月	令和5年度事業報告・決算 令和6年度補正予算（案）	10月	前期事業経過報告	12月	令和6年度補正予算（案）	3月	令和7年度事業計画（案）・予算（案）	6月	令和5年度事業報告・決算 令和6年度補正予算	12月	令和6年度補正予算	3月	令和7年度事業計画・予算
6月	令和5年度事業報告・決算 令和6年度補正予算（案）														
10月	前期事業経過報告														
12月	令和6年度補正予算（案）														
3月	令和7年度事業計画（案）・予算（案）														
6月	令和5年度事業報告・決算 令和6年度補正予算														
12月	令和6年度補正予算														
3月	令和7年度事業計画・予算														
② 戸別・個人・特別会員の募集	① 地域福祉座談会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ連合会などの団体の会議、委員会、福祉団体等の顔が見える場で、会費がどの活動に使われどのように役立っているのか説明し、理解を得る。 ② 特別会費が減少していることから、社協主催の会議等で目的等の理解を得られるよう説明を行っていく。 ③ 特別会員にお礼状を発送する際に『福祉のつどい』の案内を送付し、この財源を活用した事業のひとつであることを啓発する。 ④ 令和4年度創設した個人会員について、個人として社会福祉協議会を応援してもらえるよう啓発する。（各戸への募集要項の配布とのぼり旗の設置） <table><tr><td>4～5月</td><td>戸別会費募集 1世帯500円</td><td>目標額 2,800,000円(5,600世帯)</td></tr><tr><td>4～5月</td><td>個人会費募集 1口500円</td><td>目標額 100,000円</td></tr><tr><td>10～12月</td><td>特別会員募集 1口1,000円</td><td>目標額 600,000円</td></tr></table>	4～5月	戸別会費募集 1世帯500円	目標額 2,800,000円(5,600世帯)	4～5月	個人会費募集 1口500円	目標額 100,000円	10～12月	特別会員募集 1口1,000円	目標額 600,000円					
4～5月	戸別会費募集 1世帯500円	目標額 2,800,000円(5,600世帯)													
4～5月	個人会費募集 1口500円	目標額 100,000円													
10～12月	特別会員募集 1口1,000円	目標額 600,000円													
③ 苦情要望の受付	受け付けた意見や苦情はすみやかに職員間で共有し、業務を改善する。														
④ 職員研修 役職員の倫理の向上	① 職員ひとりひとりの専門性と能力・経験に応じた専門研修を受講する。 ② 全職員が法人の運営に関心を持つよう定期的に意思疎通を図り、課題を協議する。 ③ 各部署で定期的にミーティングを行い、意思疎通を図っていく。 ④ 1部署では解決できない課題について、社協全体で取り組めるよう連携を図れるように、部署を超えて話し合いを行っていく。 ⑤ 人権意識の向上を図るため、年1回研修を行う。 ⑥ 職場環境と対人関係を考慮し、アンガーマネージメントの研修を行う。														

⑤ 寄付金の受付と管理	① 寄付いただいた方に『ふくしのわ』を配布し、社協事業について説明する。 ② 一定額以上の寄付をいただいた方には名入り記念品を贈呈し、社協に寄付したことを認知していただく。 ③ 寄付いただいた方の氏名をホームページと『ふくしのわ』で広報する。 ④ 今後もより多くの企業に社協を理解していただき、バナー広告の協力企業を拡大する。 (広告掲載料1ヶ月1,000円) <table border="1" data-bbox="459 338 1204 434"> <tr> <td>寄付金目標額</td><td>1,200,000円</td></tr> <tr> <td>バナー広告</td><td>21社 252,000円</td></tr> </table>	寄付金目標額	1,200,000円	バナー広告	21社 252,000円
寄付金目標額	1,200,000円				
バナー広告	21社 252,000円				
⑥ 日本赤十字社会費増強運動	日本赤十字社活動の普及啓発と会費 (1世帯500円) 納入について町民の理解や協力を求めるため、自治会長会で説明する。また、日赤奉仕団と連携し、啓発活動に努める。(5月協力会員の募集) ※目標額 3,610,000円				
⑦ 安全衛生委員会	誰もが働きやすい職場を目指し、職員が相談しやすい雰囲気づくりや規程等を整備すると共に環境を整える。 (毎月1回開催)				

地域福祉分野

⑧ 福祉のつどい 会費	住み慣れた地域で多様性を受け入れてともに暮らせる東員町にするために、実際に行われている地域福祉活動を知る機会を提供することで気運の醸成を図り、地域福祉活動の必要性を理解いただける方をさらに拡大する。 ⇒若い世代への周知に重点的に取り組む。		
⑨ 『ふくしのわ』の発行 会費	① 『ふくしのわ』を全世帯に配布し、地域福祉活動や社会福祉協議会事業、地域福祉の理念をより多くの方に啓発する。 ② 町民の方が地域福祉・支えあい活動をより身近に感じ、必要性を理解いただけるように、活動状況等を掲載する。 発行回数 2回 / 年 10,000部/回発行		
⑩ ホームページの運営 会費	① 令和4年度にリニューアルしたホームページを活用し、町民がタイムリーに分かりやすい記事の掲載に努める。 ② 誰もが町内の地域福祉活動や社協の取り組みを把握できるよう、分かりやすく記事を掲載する。 <table border="1" data-bbox="459 1462 912 1512"> <tr> <td>閲覧目標回数</td><td>150,000回 / 年</td></tr> </table>	閲覧目標回数	150,000回 / 年
閲覧目標回数	150,000回 / 年		
⑪ 民生委員児童委員協議会との協働	民生委員児童委員協議会の事務局として、委員活動を効果的に支援することで、地域共生社会づくりを推進する。 ⇒ICTツールの活用重点的に取り組む。 【町民児協重点事業】 ① 地域の幅広い関係機関との連携による地域共生社会づくりへの取り組み。 ② 子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりへの取り組み。 ③ 災害時に備えた平常時からの取り組み。 ④ 人権を尊重した地域づくりへの取り組み。 ⑤ 民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動の周知促進の取り組み。		

⑫ 自治会応援事業 会費	① 自治会活動や地域活動がさらに拡大するよう支援する。 ② 行政担当課と調整しながら、社協主催の自治会長会を開催することも検討していく。
⑬ 地域福祉座談会 会費	① 全地域に広まるよう未開催の地区に働きかけ、全座談会が「住み慣れた地域でよりよい暮らしを考える」場として機能するよう働きかける。 ⇒ 重点地区：2地区 ② 以下の目的を各地区に周知する。 「集まり検討する ⇒ 活動を創出する ⇒ 活動の展開を通してまちづくりをする」
⑭ 生活支援体制整備事業 町受託	① 地域支えあいの深化 ・ 地域福祉（だれもが普段の暮らしで幸せを感じられるように、地域の人と人がお互いに助けたり助けられたりできるようにする福祉）の推進を図る。 （災害時も平時も住民同士で助け合い支え合えるまちづくりを目指す） ⇒ 第2号被保険者に対する深化に重点的に取り組む。 ② 地域支えあいの必要性を理解して活動していただける方の発掘及び育成 ③ 地域支えあい活動団体の周知及び啓発、ネットワークづくり ・ 社会資源マップ等の作成。 ⇒ 町健康長寿課の実証実験として、シニア向けアプリの作成に取り組む。 ・ ネットワーク形成にあたり、LINEオープンチャットの導入を進める。 ④ 実行可能かつ効果的な協議体設置に向けて、東員町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を踏まえ協議を進める。 ⑤ 生活支援コーディネーターの効果的な圏域について、東員町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を踏まえ協議を進める。
⑮ 活動支援 	住民相互の助けあい・支えあいの活動がより推進されるよう、地域福祉の向上に資する活動を支援する。 ・ 地域福祉活動助成事業の実施 ・ 小地域福祉活動助成事業の実施 ・ ボランティア活動保険の加入推奨
⑯ 生活支援型配食サービス 町受託	① 配達時に利用者の様子や健康状況などに変化が見られる場合は、ケアマネジャーや地域包括支援センター、民生委員児童委員などにつなぐなど、関係者や関係機関と連携しながら支援する。 ② 緊急時には社会福祉法人いずみと共に緊急時対応マニュアルに沿って行動する。 ③ 今後の事業の在り方について、行政担当課等と協議を進める。 ＊ 委託先／社会福祉法人いずみ ＊ 月曜日から金曜日の中で希望する日 ＊ 個人負担金 300円(生活保護受給者は150円) ＊ 25食/1日（平均）
⑰ ふれあい型配食サービス 	① 配達時の利用者の様子や健康状況などに変化が見られる場合は、ケアマネジャーや地域包括支援センター、民生委員児童委員などにつなぐなど、関係者や関係機関と連携しながら支援する。 ② 衛生面を強化するため、食中毒予防講習会を開催する。 ③ 今後の事業の在り方について、子育て支援事業や生活困窮者自立相談支援事業などを踏まえ協議を進める。

ふれあい型配食サービス	* 委託先 火曜日 偶数月 就労継続支援A型ピュア(調理) ※配達は社協臨時職員 奇数月 まんまやひなた(調理) ※配達は社協臨時職員 金曜日 わくわくボランティア(調理・配達) * 毎週火曜日と金曜日の希望する日 * 個人負担金 400円(生活保護受給者は200円) * 30食/1日 (平均)
⑱ 地域ボランティア 町受託	介護保険第1号被保険者…生きがいづくり・社会参加の推進 * ボランティア活動を通して積極的に社会参加し、地域貢献することを推奨するとともに、高齢者自身の自発的なフレイル（年齢を重ね心身の活力が低下した状態）の予防を推進する。 介護保険第2号被保険者…介護保険制度への理解の深化、社会参加の推進 * 介護保険制度を知るきっかけとし、また社会参加を推進することで、早期からフレイル予防を推進する。 ① 活動先の多様化 ② 新規登録者の登録促進 ③ 地域ボランティア登録者の資質向上 ④ 制度、登録者の活動の周知及び啓発 ⇒ ボランティアに関する情報の周知を迅速に行うため、LINEオープンチャットを活用する など ⑤ ボランティア保険のプランの説明、周知
⑲ 心配ごと相談 無料弁護士相談 会費	法律的に解決したい事柄の相談や家族関係の困りごとに助言したり、専門機関や窓口を紹介し、問題解決への糸口にしていただく。 * 毎月5日（土・日・祝の場合は翌日）及び、第3土曜日(令和6年度より) ※年24回開催。 * 弁護士、税理士、行政書士他、社会的信望が厚く相談業務に精通している方 * 年1回意見交換会を開催し、より良い相談体制を目指す。
⑳ 当事者団体の育成支援	同じ福祉課題を抱える人たちの当事者組織の活動を支援し、各団体の組織強化を図る。 ① 東員町シニアクラブ連合会 理事会・企画委員会への参加、各種事業の開催・広報活動の支援 など ② 東員障がい児者友の会 各種事業の開催支援、広報活動の支援、助成金の交付 など ③ 東員町障がい児(者)親の会 団体運営にかかる支援 など ④ 東員町遺族会 行政との連絡調整、戦没者追悼式等の参加支援、助成金の交付 など ⑤ 東員町母子寡婦福祉会 団体運営にかかる支援、広報活動の支援 など ⑥ いなべ地区視覚障がい者協会 団体運営にかかる支援、助成金の交付 など ⑦ いなべ市聴覚障がい者福祉協会東員支部 団体運営にかかる支援、助成金の交付 など ⑧ 東員町福祉事業所連絡協議会 団体運営・企画実施にかかる支援、助成金の交付 など

② 子育て支援事業	① 東員子育て支援ネットや子育て支援センター、町内各団体及び地域ボランティア等と協働しながら交流や支えあう関係づくりを支援する。 ⇒地域で子育て事業(ほととの開催)、ヴィアティン三重との協働事業など ② 子育て支援に関わる関係機関を交え、意見交換会を開催し、子育て世代が防災に関心を持つきっかけになるよう防災講座を開催する。 ⇒ 防災公講座開催時期は未定 ③ 子育て支援に関する情報や活動状況を社協ホームページ等で周知する。
② 支援対象児童等見守り強化事業・子育て世帯訪問支援事業 (町受託)	(1) 支援対象児童等見守り強化事業 困難を抱える子育て世帯が孤立しないよう、弁当を持って定期的に訪問し、見守りを強化する。 (2) 子育て世帯訪問支援事業 不安を抱えている子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯をホームヘルパーが訪問して養育環境を整え、虐待リスクを軽減する。
② 災害対策事業	(1) 災害時における運営体制の整備 (町域) ・災害時における行政と社協の役割をより明確にし、災害ボランティアセンター設置後よりスムーズな運営体制が図れるよう調整等進める。 ⇒「東員町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」、「東員町災害時受援計画」を踏まえ調整等進める。 (2) 三重県社協災害時広域連携協議会への参画 ・「桑員ブロック社協災害時広域連携協議会」の運営をととして、県全域における相互応援体制の構築に努め、桑員ブロックの地域性に合う相互応援体制の構築に向けて調整等進める。 (3) 災害時の職員の対応・体制の整備 ・災害発生時に職員がとるべき行動を明確に示す。(ガイドライン等の整備) (4) 災害義援金への協力・講演会等への参加 ・広域災害発生時は、災害義援金など協力する。 ・自治会役員や自主防災組織などと一緒に講演会等に参加し、新たな知識を習得する。
② 共同募金委員会の活動支援	東員町共同募金委員会の事務局を担っている。 ① 共同募金の目的やしくみの周知に努め、共同募金運動の拡大を図り、共同募金は地域のどのような活動に使われているのか周知する。 ② 東員町商工祭、コスモス祭等各種イベントで委員と募金活動する。 ③ 募金型自動販売機(県共募の推奨事業)の設置を推奨し募金増額に努める。 ④ 法人募金の拡大に向けて各企業を訪問して募金の依頼を行う。
② ヴィアティン三重との連携	① 社会福祉協議会主催事業に選手及び、マスコットキャラクターに参画してもらい、地域福祉をとともに進めていく。 ② 各種団体の事業においても、同様に進めていく。

利用支援分野

②⑥ 福祉有償運送	公共交通機関の利用が困難な要介護者や障がいのある方を対象に、福祉車両で通院の移送・送迎サービスを実施する。 *対象者 要介護者 身体障がい者 *使用車両 福祉車両1台 セダン型1台
②⑦ 介護タクシー 助成事業	① 要支援1・2及び要介護1・2に認定された方に介護タクシー券を発行し、在宅高齢者等の外出を支援する。 ② 広報紙に事業内容などを掲載し、利用を促進する。 *助成券670円×6回(年1回/1人1回 4,020円) ※利用予定者数30名
②⑧ 日常生活自立 支援事業	本人の生活状況や希望をよく聞きとり、本人の気持ちに沿う支援計画を作成し支援する。また、専門員（社会福祉協議会の社会福祉士）と生活支援員が状況を共有して、安心した生活と自立を支援する。 ① 利用者による選択の尊重の実現に向け、利用者と支援者が対等な立場で支援を行い、単なる金銭管理支援ではなく、本人の意思決定支援による支援を提供する。 ② 意見や考えを伝えることが難しい方に加え、社会関係の希薄さや孤立の状態の方が多く、相談支援機能、また相談しやすい環境を充実、強化し信頼関係を構築する。 ③ 他機関と綿密に連携し、より柔軟な支援を行う。 ④ 利用者の支援に活かすことができるように生活支援員同士で情報・意見交換を行う場を設ける。
②⑨ 日常的金銭管理 サービス事業	判断能力があり、自身で金融機関への移動が困難な方に対して金銭管理を代行し、地域生活を支援する。また、利用者にケアマネジャーの支援等がある場合は綿密に連携し、より柔軟な支援を行う。 ① 他市町社協の取り組みや地域課題などを聞き取り、情報収集を行う。 ② 令和5年度に実地したアンケート結果をもとに、本事業の意識、意向を明らかにし、地域課題解決の参考とする。
③⑩ 福祉用具の貸 出	① 短期間あるいは緊急に車いす等が必要な方に、最長1か月間無料（継続最大2ヵ月まで）で貸し出し在宅生活を支援する。 ② 広報紙やホームページなどを活用して、町民が気軽に福祉用具を利用できるよう周知し、貸出にあたり得た情報を民生委員児童委員に提供し、地域の福祉支援に役立てる。
③⑪ 公的資金貸付 事業	① 生活福祉資金・東員町臨時つなぎ資金の貸付相談及び償還事務 ② 資金貸付期間中の世帯の生活相談 ③ 新型コロナ特例貸付の償還相談及び償還事務補助 1) 未応答の借受人に対し、償還免除や猶予申請を再案内し、個別の郵送や電話等によるフォローアップ支援を行う。 2) 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人に対し、個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内を行う。

③② 生活困窮者自立相談支援事業	生活の維持及び再建、自立に向けたきめ細やかな相談対応を行い、対象者とともに最もよい生活再建を支援する。 ① 生活困窮者自立相談支援事業（三重県社会福祉協議会の受託事業）を活用した支援 ② 東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業の実施 ③ 法外援護による支援 ④ 生活困窮者支援対応用備品、備蓄食糧の配備及び活用 ⑤ 生活困窮者自立相談支援に関わる様々な関係機関とのネットワークの構築 ⑥ 生活困窮者自立相談支援事業の周知及び啓発
③③ あんしん生活サポートセンター <u>町受託</u>	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、中核機関を設置し、東員町における権利擁護支援等をより一層強化する。 ⇒ 中核機関の名称：「東員町あんしん生活サポートセンター」

介護保険サービス・障がい者福祉サービス分野

③④ 訪問介護	① 介護が必要な高齢要介護者の在宅生活を支援し住み慣れた地域で安心して生活できるよう訪問介護サービスを充実していく。 ② 増加する利用者に対応するため、常勤のヘルパーを増員する。 ③ ヘルパーの負担軽減を図るため、ICTを活用してヘルパー業務の効率化を目指す。 ④ 利用者に関わる関係機関との連絡を密にし、利用者の状態の変化によるサービス計画の変更にも早急な対応ができる体制をつくる。
③⑤ 障がい児者訪問介護	障がいのある方が、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行う。 ① 増加する利用者に対応するため、訪問介護と合わせて常勤ヘルパーを1名増員する。 ② 身体・知的・精神障がいの利用者の訪問には、それぞれの特性を理解して利用者の心身の状況にあった援助ができる体制をつくる。 ③ ヘルパーの負担軽減を図るため、ICTを活用してヘルパー業務の効率化を目指す。
③⑥ 居宅介護支援	① 利用者が理解しやすい説明をする。 イ サービスをイメージしやすいように具体的に伝える。 ロ 説明の途中で利用者が質問できる時間をとる。 ② 多職種とチームケアを充実させ、様々な世帯構成や介護が必要な状況に対し、常に適切な支援を提供する。 ③ ケアマネジメントの向上の研修を重ねて、制度を適正に利用し平準化したサービス計画を作成できるようにする。 ④ 利用者が望む住み慣れた場所で看取りができるよう、医療専門職などと連携して支援する。 ⑤ 職員の育成には、主任介護支援専門員による経験知識を活かしたケアマネジメント技術の助言、指導を行う。 ⑥ 業務の効率化を目指し、利用者や家族と向き合える時間を確保できるよう、ICTの活用を進めていく。
③⑦ 障がい者・障がい児計画相談、基幹相談支援センター [基幹相談は受託] 町受託	① 職員の人事異動によって生ずる、利用者との信頼関係については損なわれないよう、適切な対応を心掛ける。 ② 相談等の多様化に対応するため、子どもたちの病気や障がいを中心とした研修を受講したり、自己研鑽に努める。 ③ 計画に必要と思われる医療・教育機関やサービス事業所との連携を図るとともに、地域の現状把握に努める。
③⑧ 通所介護	① ICT機器を使用し、連絡事項の共有や認知症ケースの情報収集を行えるようにし情報共有の時間短縮を図る。 ② 耐用年数が超過し故障の恐れのあるベッドを順次入れ替える。 ③ 研修に参加しやすいようweb参加を検討し、多くの職員が参加できるように努める。 ④ 活動スペースのネットワーク環境を強化するため、Wi-Fi中継器を設置するなど電子媒体が使用できる環境を拡大する。

③⑨ 日中一時支援	① 日中活動の場所を提供し一時的に家族に代わって援助する。
④⑩ 短期集中訪問 型サービスC 町受託	① 利用者が生活する環境の中で、基礎的な身体機能を強化する運動だけではなく、活動や社会参加に対しても支援できるメニューを提案する。 ② サービス終了後もご自身で日常生活を維持できるような自主トレーニング指導や生活指導等を行う。 ③ サービス中やサービス終了後に利用者の目標達成状況を確認し、事業の効果を確認する。
④⑪ 短期集中通所 型サービスC 町受託	① 利用者の身体状況に応じて運動メニューを選定し、自立支援に向けた機能訓練を提供する。 ② 運動の習慣を自宅でも継続できるように自主トレーニング指導や実施状況の確認を行う。
④⑫ 通所型サービスB事業	① 運動系のメニューを増加して介護予防効果の拡大を図り、交流の場としても活用できるようにする。
④⑬ 地域活動支援 センター 町受託	① 事業の趣旨に沿ったサービスの提供ができるようにサービス提供に取り組む。 ② 月2回の開催となるが、利用者数によって、委託元の東員町と協議し開催日数の調整を行う。
④⑭ 地域リハビリ テーション活動 支援事業 町受託	① 地域ケア会議に専門職を派遣し、身体動作に関する助言や運動メニューのアドバイスを行う。 ② 地域住民からの要望を踏まえ、東員町からの依頼があれば地域の集まりの場に出向き介護予防を目的とした運動メニューを紹介したり、介護予防の基礎知識を提供する。

地域包括支援センター分野

④⑤ 一般介護予防事業	(1)介護予防把握事業 民生委員や地域との関わりをとおして、支援の必要な方の把握や情報共有と早期の支援を行う。AIフレイル事業を通して、フレイル状態の早期発見と予防支援につなげる。 (2)介護予防普及啓発事業 地域の方へ健康維持や予防的ケアの教室の開催をとおして、介護予防活動に取組めるように支援を行う。 ①幅広い世代に介護予防を周知啓発する。 (3)地域介護予防活動支援事業 地域の方への事業の情報提供を行い、周知・啓発活動を行う。 ①地域の方への普及啓発や情報提供を目的とした出前講座を行う。
④⑥ 包括的支援事業	(1)総合相談支援業務 高齢者の様々な生活課題の相談に応じ、適切な制度・サービスの利用や関係機関につなげる支援を行う。また総合相談業務として各種相談に対応し、他の事業とも連携し、支援のネットワークの構築を行う。 ①総合相談窓口として各種相談に対応できるように関係機関及び地域関係者とのネットワークの構築とニーズ把握を行う。 ②地域などで相談できる出張相談を開催する。 (2)権利擁護業務 権利擁護に関する相談に応じ、適切な制度・サービスの利用や関係機関につなげる支援を行う。また、成年後見人制度の利用支援や高齢者の虐待防止や消費者被害の防止の普及啓発を行う。 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護支援専門員や地域の多職種相互の協働により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを行う。また地域における連携・協働の体制づくりを行う。 ①制度改正や課題対応するための他制度の研修会・事例検討会などを行う。 (4)在宅医療・介護連携推進業務 在宅での医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するため、現状の把握と課題の抽出、解決策の検討や研修会開催への協力を行う。 (5)生活支援体制整備業務 生活支援コーディネーターを中心に地域の関係団体と連携しながら、多様な日常生活状の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る支援を行う。 (6)認知症施策推進業務 認知症地域支援推進と連携を図り、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制の構築を支援を行う。総合相談支援業務などにより把握した個別ケースにおいて、必要に応じて認知症初期集中支援チームに適切につなげ連携を図る。

④⑦ 指定介護予防 支援事業	(1)介護予防ケアマネジメント業務 要支援者及び事業対象者に対して、地域で安心して生活を継続できるように具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、適切なサービスが効率的に利用できるように必要な支援を行う。 ① 居宅介護支援事業所及び利用者の方に制度改正に伴う変更がスムーズに行えるように努める。
④⑧ 基幹型支援業 務	(1)地域ケア会議の開催 定期的な個別ケースの検討会議の開催を調整する。また会議をととして、地域生活課題の抽出と課題解決の取組みを検討し、社会資源の開発や施策への提言に結びつけていく。 ①多職種との連携や社会資源把握、解決に向けた協議を行う。 (2)町の担当課と第二地域包括支援センターとの連絡会議を定期的に開催し、事業の情報共有や状況把握を行う。
④⑨ その他の業務	① 福祉用具・住宅改修の理由書作成、ホームケア事業の本人確認書類の作成を行う。 ② 「お電話くださいカード」の配布を継続し、周知啓発を行う。 ③ ホームページの更新と活動の情報発信や町内のサービス事業所の情報発信などを行う。